

平成24年 第3回

教育委員会定例会会議録

平成24年3月13日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2344号

平成24年第3回定例会

日 時 平成24年3月13日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶務課長	伊藤 康博
	教育政策担当課長	山本 隆司
	学校施設計画担当課長	大久保 光正
	生涯学習推進課長	大竹 悦子
	国体推進担当課長	大竹 悦子
	(生涯学習推進課長兼務)	
	図書・文化財課長	沼倉 賢司
	指導室長	平田 英司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正彦
	庶務課庶務係	遠藤 由香里

「議題等」

日程第1 会議録の承認

第2329号 第7回定例会(平成23年7月12日開催)

第2330号 第18回臨時会(平成23年7月26日開催)

第2331号 第8回定例会(平成23年8月9日開催)

日程第2 審議事項

議案第8号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

議案第9号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について

議案第10号 港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について

議案第11号 港区スポーツ推進計画(案)について

議案第12号 港区立図書館基本計画(第2次)(案)について

議案第13号 港区子ども読書活動推進計画（第2次）（案）について

議案第14号 教育管理職の任命について（秘密会）

議案第15号 港区教育委員会事務局指導主事の異動について（秘密会）

議案第16号 港区立幼稚園臨時的任用教員の採用について（秘密会）

日程第3 教育長報告事項

- 1 平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について
- 2 生涯学習施設 第三者評価の報告について
- 3 平成24・25年度港区スポーツ推進委員の委嘱について
- 4 生涯学習推進課の2月事業実績について
- 5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 6 図書館・郷土資料館の2月行事实績について
- 7 図書館の2月分利用実績について

「開 会」

○半田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成24年第3回港区教育委員会定例会を開会します。

それでは、日程に入ります。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は小島委員にお願いいたします。

第1 会議録の承認

第2329号 第7回定例会（平成23年7月12日開催）

第2330号 第18回臨時会（平成23年7月26日開催）

第2331号 第8回定例会（平成23年8月9日開催）

○半田委員長 日程第1、会議録の承認に入ります。

平成23年7月12日開催の第2329号、第7回定例会。同年7月26日開催の第2330号、第18回臨時会。同年8月9日開催の第2331号、第8回定例会の会議録につきましては、承認ということよろしいでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、承認することに決定いたしました。

第2 審議事項

1 議案第8号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について

○半田委員長 日程第2、審議事項に入ります。

はじめに、議案第8号、「港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 ただいま議題となりました、議案第8号 港区教育委員会事務局組織規程の一部改正について、ご説明を申し上げます。議案資料ナンバー1をご覧ください。

はじめに資料の最後のページをお開きください。一部改正の必要について説明をさせていただきます。旧国立保健医療科学院の建物を活用いたしまして、新郷土資料館の整備をすることが決定されておりました、この検討が本格的になるため、新たに新郷土資料館整備担当、係長でございますが、これを設置するとともに、現在、運用しております図書館システムが安定的に稼働しているということと、ノウハウ等の蓄積ができてきたということもございますので、この業務を運営係に引き継ぐとともに、システム管理担当の係長を廃止するものでございます。

資料の最初に戻っていただきまして、3枚目をご覧ください。組織規程の新旧対照表でございます。これによりまして、説明をさせていただきます。上段が改正案、下段が現行でございます。現

行の「第二条 事務局の組織は次のとおりとする」ということで、図書・文化財課の項におきまして、システム管理担当を設置しておりましたが、これを上段のように新郷土資料館整備担当に改めるものでございます。

新旧対照表の裏面をご覧ください。関係処理業務でございますけれども、運営係に「図書館システムに関すること。」という業務を新たに追加いたします。それから、下段のシステム管理担当、「図書館システムの総合的な連絡調整に関すること。」これを削除いたしまして、上段のとおり、「新郷土資料館の整備担当」業務といたしまして、「新郷土資料館等の整備計画の推進に関すること。」及び、「新郷土資料館等の整備に係る調整に関すること。」これを業務として追加をしてございます。

なお、付則におきまして、この訓令は、平成24年4月1日から施行するとしてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 「平成10年港区教育委員会訓令甲第4号」と、訓令とか甲は、珍しいのですが、地方公共団体が制定する法令は、条例や規則ですが、訓令というのはどういう位置づけになるのですか。

○庶務課長 今、お話に出ました、条例及び規則、これはいわゆる法令です。規程も法令の一部ですが、規程は一定の目的のために定められた条項の総体をいい、訓令という形で内部の規律を定めるものに区分されます。

○小島委員 教育委員会事務局が定めるものを訓令というのですか。

○庶務課長 特にそういうことではございません。

○小島委員 条例や規則の範囲内で訓令が定められるということですか。

○庶務課長 法令の順序というわけではないのですが、地方自治体が制定する最高の法令は条例になります。また、地方自治法に基づき、教育委員会などの委員会は規則その他の規程を設けることができるとされています。

○小島委員 では、規程と訓令は同じ。

○庶務課長 訓令と分類されるものでございます。

○小島委員 分かりました。

○澤委員 細かな話ですが、新郷土資料館はいろいろな方から期待されているので、非常に重要な役割だと思いますけれども、担当の中に新郷土資料館「等」と書いてあるんですね。「等」というのは、どういう含みを持たせているのですか。

○図書・文化財課長 このたび整備していきます新郷土資料館につきましては、ほかの、例えば子どもの関係の施設ですとか、いろいろなものの複合の施設になります。この「等」については、新郷土資料館等の整備に係る調整に関することということで、そういった建物全体の、他の複合施設全体の調整を図っていくという機能をもたせてございます。

○澤委員 そういう役割も「等」に入ってくる。分かりました。ありがとうございます。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第8号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは議案第8号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第9号 港区立みなと図書館処務規程の一部改正について

○半田委員長 次に、議案第9号、「港区立みなと図書館処務規程の一部改正について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは議案第9号、「港区立みなと図書館処務規程の一部改正について」ご説明いたします。

資料の最後に改正理由等が記載してございます。先ほど、庶務課長からの説明のとおり、このたびの組織改正によりまして、新郷土資料館の整備担当を新設し、また、図書館システムの管理担当を運営係に統合するというので、訓令の改正をいたします。

改正の内容につきましては、先程の組織規程と同様でございますので、ここではご説明の方を省略させていただきたいと思っております。

付則によりまして、この訓令につきましては、平成24年4月1日からの施行ということでございます。

説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 その改正案の第3条の8。現行の8が9になって、新たに8というのが加わったようですが、これはやはり新郷土資料館との関係ですか。

○図書・文化財課長 それでは、今お話がございました、新旧対照表をご覧くださいますと、改正案の方で、第3条分掌事務ということで、こちらの8というところでは新たに加わってございます。これは運営係という係の分掌事務になっておりまして、8として、図書館システムの総合的な連絡調整に関することが入ってございます。その下、現行を見ていただきますと、やはり第3条で、一番左側になりますが、システム管理担当。今まではシステム管理担当でやったものを、運営係の方に引き継ぐということで、こちらの方に1項加わっているということでございます。

○澤委員 分かりました。

○半田委員長 それでは採決に入ります。

議案第9号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第9号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第10号 港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について

○半田委員長 次に議案第10号、「港区幼児教育振興アクションプログラム(案)について」。教育政策担当課長、説明をお願いします。

○教育政策担当課長 それでは、議案第10号、「港区幼児教育振興アクションプログラム（案）について」、ご説明いたします。

1月10日の教育委員会におきまして、本プログラムの素案について、ご審議いただいたところです。その後、1月20日庁議、また1月30日区民文教常任委員会での報告を経まして、2月6日から3月6日まで、区民意見募集を行いました。去る3月9日金曜日に、第5回の港区幼児教育振興アクションプログラム改定検討委員会で、最終的な検討を行ったところでございます。

本日配布させていただきました資料。A4横の参考資料をご覧くださいと思います。区民意見募集、1カ月ほど募集を行い、3件ほどご意見がございましたので、まとめたものでございます。意見の概要について、ご説明をさせていただきます。

意見内容のところですが、ほぼ原文のとおり記載させていただいております。1番のところですが、公私立幼稚園、両施設などを網羅した災害等を想定したメールシステムを即時導入されることを望みますという内容です。

2番目のところですが、3年保育について、どこにも入園が叶いませんでしたということで、2年保育を希望いたしますという内容になっております。区立の3年保育化を積極的に進めていってほしいということと、もう一つ、区立の2年保育については、先生方ともお話しした結果、とても魅力的に感じましたので、その魅力をアピールすべきという内容です。

裏面をご覧くださいと思います。3番目ですが、同じく3年保育のことですが、3年保育に入るために、複数の園を受験することが当たり前になっており、その親子相互への負担が著しく大きなものとなっています。全ての区立幼稚園の3年保育の実施、そして新たな幼稚園の設置について、今すぐにも実現してほしいという内容になってございます。

議案資料の3、アクションプログラムの本文の一番裏面の方に、参考資料でお付けしたA3の素案プログラムの主な修正内容というのをご覧くださいと思います。左から本文中の該当ページ、それと24年1月時点での表現、その右がこのたび修正した表現となっています。いちばん右の修正した理由の欄につきましては、教育委員会アクションプログラム改定検討委員会、または庁議、区民文教常任委員会でのご指摘を受け、修正した理由を記載してございます。アクションプログラムの本文と合わせてご覧いただければと思います。

素案からの主な修正内容の表の一番上のところですが、1ページをご覧ください。人口動向と幼稚園数との関連について触れておりましたが、その関連が不明確であったため、文言を整理してございます。赤字の部分で表現させていただいております。

それと、その次の2ページのところ、基本的な考え方のところですが、このうち赤字の(6)の部分ですが、幼児教育の充実に向けた公私立幼稚園間の連携の推進という項目名を改めてございます。

それから、6ページをご覧くださいと思います。3年保育の充実のところですが、以前の表記ですと、ちょうど下の3行目ですが、「幼児人口」という表現をしておりましたが、幼児人口の増加でいきますと、平成28年度がピークになります。紛らわしい表現ですので、「3歳

児人口」という表現に改めてございます。

それから、その隣7ページのところ、同じく3年保育の充実のところですが、以前の表現ですと、「私立幼稚園の定員との関係上、全3歳児の受入は困難であり、区立幼稚園がその分を補う関係のあり方が必要と考えることができます」という表現でしたが、区立幼稚園が補完的位置づけではないため、表現を変更してございます。

それから同じ7ページ、研修の機会の確保のところ、区教育委員会の研修という表現を、より具体的な記述とするために、実際の研究会の名称への変更をしてございます。港区教育研究会と改めてございます。

それから、8ページですが、同じ研修の機会の確保のところ、上から3行目、幼稚園教員の資質や専門性を高め、区の幼稚園教育の質的な向上を図っていくことが求められますというところが、区立幼稚園のみの課題ではないため、「区の」という部分を削除してございます。

9ページ、子どもの育ちを支援する機能の充実のところでは、幼稚園の役割の部分で、幼稚園教育要領を抜粋してございます。それと、保育園の記述の部分も同等の扱いとするため、以前、児童福祉法の抜粋をしておりましたが、それを保育所保育指針へ変更してございます。

それから、主な修正内容の裏面をご覧くださいと思います。11ページです。虐待防止に関する幼稚園の役割のところですが、文言整理のため、段落を入れかえてございます。それから同じ11ページ、虐待防止に関する幼稚園の役割ですが、子ども家庭支援センターの機能に関する記述がないため、その分を追加してございます。

それから12ページですが、上の部分、6行目。虐待の予防から早期発見のところですが、区の虐待防止対応の流れについては、港区児童虐待対応マニュアルが既に定められておりますので、表現を変更してございます。

14ページをご覧ください。私立幼稚園保護者負担の軽減のところですが、以前、「負担金の軽減」というようになっておりました。誤解を招く表現のため、「保護者負担の軽減」と改めてございます。また、同じ保護者負担の軽減の中で、補助金を交付しますというところ、対象が分かりづらかったため、より正確な表現へ変更してございます。

同じ14ページですが、公私較差の解消というところ、14ページの下ですが、公私較差の対象のためだけに保育料の改定の検討を行うように感じ取られる可能性がありますので、「大きな較差が生じている状況であり、他区の保育料との比較においても港区区立幼稚園の保育料は低廉であるため、応益負担の観点を含め」という文言を追加してございます。

その隣、15ページの私立幼稚園施設改善の支援、上の3行目のところですが、園舎の耐震に問題があると解釈される恐れがあるため、文言を追加してございます。

17ページですが、最後の項目です。(6)のところですが、項目内の本文の趣旨を踏まえて、項目名を「幼児教育の充実に向けた公私立幼稚園間の連携の推進」に改めてございます。

本文中の1行目では、以前の表現としましては、「文部科学省の幼稚園教育の基準となる幼稚園教育要領では」とあらわしていましたが、より法的な根拠を明確にするために、学校教育法施行規則

第38条の表現に改めてございます。

それから同じ17ページですけれども、以前の表現ですと、「私立幼稚園は幼稚園教育要領に沿うことを基本とし、それぞれの教育理念に基づく建学精神にのっとりた教育を展開しており」という表現をしていましたが、公私立幼稚園ともに幼稚園教育要領に基づく教育を行っているのがわかりづらい表現であるため、より適切な表現としまして、「私立幼稚園は幼稚園教育要領に基づき、それぞれの建学精神にのっとりた多様な教育を展開しており」という表現に改めてございます。

修正した主な内容については、以上になります。

今後の予定ですけれども、3月21日に庁議で報告し、3月中に配布できればと考えております。よろしくご審議の上、ご決定いただけますよう、お願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○教育長 資料編の3ページに、公私立の一覧が載っていて、定員があるわけですが、これは23年の4月1日現在ということで、1年前の資料ですね。これが、案が決定されて、そして最終的にできるのは今年度末なのかもしれないのですが、何かこの資料が非常に古い資料という印象になるのです。

4月1日からは、例えば青南幼稚園でも3年保育が始まりますし、それから他の幼稚園でも定員が増えています。これから使っていくプログラムとしては、新しい数字の方が意味を持つのではないかという気がします。実数ではなくて、あくまでも定員で、新しい定員としてここに示しておいた方が、資料としてはその方が正確だと思います。古いのを入れていても意味がないのです。これから使っていくプログラムとして予定でもいいし、4月1日の定員はこうなりますということで、いいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○庶務課長 私立幼稚園もあらかじめ定員は必要になりますので、そういう意味では、もう24年4月1日現在の定員は確定しています。また区立幼稚園につきましても、既に確定しておりますので、24年4月1日に変えることは可能だと思います。

○教育長 では調整してみてください。

○澤委員 アクションプランという言い方からすると、そういうコメントも出てくるということですか。ホームページの意見募集の3番目に、全く緊急性の感じられないという厳しいご指摘をいただいています。確かに実際に今年、来年と、入りたいにもかかわらず入れないという、そういう保護者の方から見れば、こういう気持ちを持たれるのはごもっともだと思います。そういった方々の気持ちをくむように、一步一步教育委員会としては前進しているつもりですが、個々のこういう保護者の方の事例から見れば、若干物足りないという、そういう思いを持っていただいてもやむを得ないのかなとは思っているのですけれども。

今の3年保育にしても、半分以上の幼稚園で実施され、3年間で急速に進展、我々は急速に進展していると思っているのですけれども、そういう保護者の方の思いを改めて頭に入れて、また教育委員会としては努力したいと思います。

○教育長 先程の教育政策担当課長からのご説明のとおり、7ページの課題というところの文章が

変更されたのですけれども、非常にこれはいい変更だったと思うのです。私立幼稚園と港区の公立幼稚園がともに手を携えてやる。保育、教育を行うということは大事なことです。それぞれが独立した存在であって、どちらかがどちらかを補完する。そういう立場ではないということ。これをやはりしっかり言っていかなければいけない。

私立幼稚園が3年保育をやります。足りない分だけ区がやりますという、そういう立場ではなくて、やはり区民の希望する3年保育を、それぞれの立場でそれぞれの主体性を持って協力の関係を保ちながらやるという、そういう表現なので、非常に良くなったのではないかと私は思っています。

○半田委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第10号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

4 議案第11号 港区スポーツ推進計画(案)について

○半田委員長 次に、議案第11号、「港区スポーツ推進計画(案)について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 ただいま議題となりました、議案第11号、「港区スポーツ推進計画(案)」について、ご説明を申し上げます。資料ナンバー4、及び添付されている参考資料をご覧ください。

本計画案につきましては、12月13日の当教育委員会で審議をいただき、素案として決定し、庁議、区民文教常任委員会に報告の後、1月21日から2月20日まで、区民意見の募集をさせていただきました。

その結果、参考資料のA4の資料をご覧ください。3件のご意見がございました。

1番目は小学校児童に、自分で自然と運動量や運動の種類が増えるような、そんな仕掛けをしてほしいというご意見。それから、白金地区にスポーツセンターのような施設がないので、区立の施設の中に筋トレ用のマシンジムなどを開設してもらえないか。それから、3番目としては、青山地区ですが、こちらに総合スポーツ施設を設置してほしいというご意見の3点でございました。

これらの対応につきましては、区の考え方というところに記載をしているところでございます。素案として固まりました以降にご意見をいただきまして、変更した内容につきましては、参考資料のA3の資料でご説明させていただきます。本文とそれからA3資料をともにご覧ください。

まず、資料の1番目、5ページをご覧ください。国・都の動きのところ、東京都におきまして、東京都スポーツ振興基本計画、障害者スポーツ編の策定が進んでいるという記載がございましたが、東京都の方で、この仮称だった名前を確定させましたので、東京都障害者スポーツ振興計画と名称を変えてございます。

それから8ページ目。スポーツ基本法の制定のところ、障害者スポーツの9行目ですけれども、「障害者スポーツの支援、総合型地域スポーツクラブの」と記載がございしますが、総合型地域スポーツクラブも含めて、基本法の中では地域スポーツクラブと書いていますので、「総合型」という内

容を削りました。

また10ページ目。「スポーツは誰もが楽しめる世界共通の人類の文化である」ということで、3～5行目に書かれている内容につきまして、よりわかりやすい表現ということで、「歌を歌う、絵を描く、文学作品を読むということ自体が喜びや楽しさをもたらすように」に呼応するような形で、「喜びや楽しさ」がある活動ですという表現に改めさせていただいております。

34ページ目。子どものスポーツ活動の推進ということで、これは課題を整理しているところでございますけれども、子どもの体力、運動能力の現状に対する課題について、追求すべきだというご意見をいただきましたので、7行目に、「また、小・中学校の体育の授業や課外活動などを通して、スポーツへの関心を高めるとともに、体力・運動能力の向上の取組も必要とされます」ということで、ここは課題として追記をしてございます。

それから55ページ目、これも施策の中に入れてございますが、幼児生活習慣習得支援事業。「(仮称)わくわくキッズGO」での体力増進[生涯学習推進課]というところでございます。教育振興プランの説明のところでもありましたけれども、事業内容・目的等を精査するとともに、実施地域・場所等について十分な調整が必要であるということで、判断をさせていただきまして、幼児の体力増進への支援ということで、検討するという内容に書きかえさせていただいております。

次の裏面をご覧ください。55ページで、最後のところで、⑩番、園庭等の開放というところでございます。⑨番の校庭の整備に加えまして、子どものスポーツ活動の推進の視点で、未就園児への遊び場の提供事業がございましたので、ここは事業を一つ追記してございます。

62ページをご覧ください。一番下でございます。スポーツ観戦の機会の創出ということで、観戦の機会が増えるように、スポーツイベントの情報発信も重要だろうということで、一つ事業として追記してございます。

それから73ページ。スポーツセンターの整備でございます。事業費の掲載がされていなかったので、事業費を掲載いたしました。

78ページ。推進体制のところでございます。(仮称)スポーツ推進連絡会の設置ということで、庁内の関係部署などで構成する連絡会を設置するという記載をしてございました。ここににつきましては、計画推進を目的とした組織を表現する名称に変更してございます。

それから78ページ。推進体制のイメージ図でございます。これは推進体制のイメージが持てないというご意見をいただきましたので、図として表現することといたしました。

79ページ。推進体制の中に、民間事業者の役割も重要であるとのご意見をいただきましたので、民間スポーツ施設の役割を追記してございます。また小・中学校の役割につきましても、小学校、中学校世代への働きかけの重要性という視点を加味した表現に変更をさせていただきました。

最後に81ページ以降をご覧ください。施策をそれぞれの担当部署が責任を持って推進するか、一覧表をつけるべきだというご意見をいただきましたので、81～83ページにかけまして、表を載せてございます。

以上が変更点でございます。今後の予定でございますが、本委員会で審議をいただきまして、そ

の後、庁議で報告をし、印刷をして、関係機関に配っていきたいと考えています。

議案第11号、「港区スポーツ推進計画(案)について」の説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に関して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 前の委員会するときにも、スポーツというのは、ある程度年齢を積むと、さらにできる人とできない人の差が顕著になってきます。高齢者が増えてくる現状で、年を取ってもスポーツができるような、そういう環境をつくってあげるということは、すごく大事なことだと思うのです。

ところで、先程のアクションプログラムの案とこの案ですが、中身は違うのですけれども、こちらは随分カラフルで見やすいなという印象を持ちました。

その中でちょっと思ったことが、民間スポーツ施設の活用というのでしょうか。その視点というのは79ページで先程課長に説明してもらいました。昨日の予算特別委員会で、テニスのことで赤坂議員が私の名前を急に挙げたのでびっくりしましたが、赤坂のニューオータニにテニスコートがあり、私のスクールが間借りしてやっています。そういう民間スポーツ施設の活用という現状は、区として、具体的なものは何かあるのですか。

○生涯学習推進課長 現状では特にありません。ただ、学校施設で、私立の学校施設の活用の可能性があるかということで調査をさせていただきました。これはなかなか難しいということが分かりました。また、民間の会社が保有している運動施設がございます。こういうところまではまだ調査が及んでいないのですけれども、ぜひ活用していただきたいというお申し出も、大変少ないのですけれども、いただいているのを聞いています。ですので、そういったところをいかに区民の皆さんに使っていただくかというようなことが課題の一つかなとは思っています。

○澤委員 民間企業のそういうのは可能性としてはありますか。

○生涯学習推進課長 まだあると思います。

○澤委員 この高い港区という土地柄で、スポーツ施設を新たにつくるというのは、非常に予算もかかるし難しいので、現状あるものが活用できるのであれば、そういった方向も非常に重要なのかなと思います。

○綱川委員 学校で行うスポーツの充実というところに、3月20日に今回また中学の駅伝がありますよね。あれも区を挙げてやっているような私は気がしているのですが、そういうのはここには入りませんか。

○生涯学習推進課長 こちらに載せているのは区の計画なので、区で取り組む政策を中心に載せています。ですので、例えばあれは都の大会なので、そういったものに積極的に参加するという意味で言うと、そういった表現をできるかもしれません。

○綱川委員 そういう意味です。

というのは、私は第1回をたまたま見に行ったのですが、中学自体がやはり盛り上がっています。また、健康増進とかの効果もあります。だからやはり、こういうところに書いておいて、区を挙げて、教育委員会を挙げて応援しているんだよという姿勢を見せた方が、より盛り上がるのではない

かなと思ったのです。

あとは予算的な面もついている事業なのに、こういうところに載っていないとというのものもあるのですけれども。

○生涯学習推進課長 書き方が難しいというのが、今、該当ページを見させていただいて、難しいなと思っています。子どものスポーツ活動の促進という方向性の54ページか、もしくは課題のところに、若干修正を加えることは可能かなと思います。

○教育長 今の話だったら、56ページの13番の中学校の連合体育大会というのがありますよね。あれが一つの予選会になっていますよね、2年生の。だから、この中に何か追記ができるか、東京都のこういうところにも参加させるとか、そんな記述があってもいいかなという感じはします。検討してみてください。

○生涯学習推進課長 指導室と調整をさせていただきます。

○小島委員 区民意見のところ、白金地区の意見が出ているのですが、29ページの区内のスポーツ施設マップを見ると、確かに白金地区は何にもなくて、だいたい色のスポーツ施設は一つありません。この区民の意見に対する回答で、白金台のいきいきプラザに高齢者用のものが、あと、高輪地区の高松中学校で屋内プールの開放、それ以外は、白金地区に新たにスポーツ施設を開設する計画はありませんとなっていますが、今度、朝日の小中一貫校のあの校舎の中で、区民の皆様が利用できるものとして、何かあるのではなかったでしょうか。そういうものは、この回答に書けないのでしょうか。

○生涯学習推進課長 朝日の小中一貫教育校の学校の活用につきましては、一般の中学校の学校開放というものは予定はしていますが、それは特別、特徴だったものではございません。

○小島委員 屋内プールの開放とか、そういう予定はなかったですか。

○生涯学習推進課長 現時点では、屋内プールの開放の予定はございません。

○綱川委員 今の件で、ここの区民からの意見というのは、白金と青山は書いてあるのですけれども、今までタウンフォーラムというのをずっとやっていて、毎回いろいろなところで出ているのです。麻布なんかも出ているのです。スポーツセンターが三田、田町地区にあるから、やはり住民が多い方に何しろ持ってきてくれという要望はずっと出ているのですけれども、タウンフォーラムとか、そこも鑑みて、当然つくられているのですよね。

○生涯学習推進課長 そのとおりでございます。

○半田委員長 私から1点、質問させていただきます。62ページの改定のスポーツイベントの情報発信のところ、情報を随時発信することは、都内において毎日のように様々なスポーツのイベントがあって、たいへんな量だと思うのですが、こういった形で発信を具体的にやるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 これまではあまり情報は発信をしておりません。たまたまですけれども、東京で世界体操があったときに、中学生にご招待のお話があったりしました。こちらから働きかけるということは今まであまりなかったものですから、区民の皆さんが、できれば安い金額で見に行けるような機会があるかどうかというのは、まず探る必要があるだろうと考えています。

ですので、まずは日常的にテレビ等で大きな大会等が開かれているのが、私どものホームページで知らせるよりも、ずっと情報量も多いと思うのですが、そういうこととは別に、とっかかりがあるようなそういう情報をこちらの方で得ながら、発信できればなというのが、この中に込められた意味です。

○半田委員長 分かりやすい形で発信していただけたらと思います。

○綱川委員 今、大竹課長がおっしゃったのはすごくいいことなのだけれども、ここではちょっと読み切れないのです。スポーツ観戦の機会を増やしますとは書いてありますけれども、これはあくまでも情報発信することによって、スポーツ観戦の機会を増やしますとしか見えないので、今の、心を触れ合う機会としたり、そういうことをやるということを書きおいた方がいいと思います。

○生涯学習推進課長 これからの取り組みを、確定させてしまうような記載がちょっと難しいなど思いますので、取り組みとしてはそういう方向でやっていきたいと考えています。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第11号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第11号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

5 議案第12号 港区立図書館基本計画(第2次)(案)について

○半田委員長 次に、議案第12号、「港区立図書館基本計画(第2次)(案)について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 ただいま議題となりました、議案第12号、「港区立図書館基本計画(第2次)(案)について」、ご説明いたします。

資料は議案資料ナンバー5、港区立図書館基本計画(案)及び参考資料としまして、パブリックコメントでいただいたご意見をまとめたものと、A3横長の素案からの主な修正内容をまとめたものでございます。

まず、素案作成以降の経過でございます。本計画(案)につきましては、昨年12月13日の教育委員会におきまして、素案をご審議いただき、委員の皆様からご意見をいただきました。その後、庁議、区議会の区民文教常任委員会への報告を経まして、今年の1月21日から2月20日にかけて、パブリックコメントを行いまして、ご意見を募集したところでございます。さらに、3月2日に計画の策定委員会を開催し、計画案としてとりまとめたところでございます。

これらの手続きを経て、いただいた様々なご意見を踏まえまして、素案に変更を加えてございます。いただいたご意見と、そのご意見を踏まえた対応については参考資料にまとめてございます。

それではまずパブリックコメントでいただいたご意見について、ご報告いたします。A4のペーパー、参考資料の方でございます。いただいたご意見につきましては、すべて電子メールによるものでございます。7名の方から8件のご意見をいただきました。裏面の方に、いただきましたご意

見の概要と、それに対しての考え方という形で示してございます。

まず、いただいたご意見の中に、貸し出し、予約冊数についてのご意見がございました。このご意見につきましては、在勤・在学の人々の予約が多くて、なかなか予約の資料が回ってこないということがあるということで、在住者と在勤・在学者の予約なり貸し出しの条件について、差をつけてはどうかというご意見でございます。これに対しまして区の考えとしましては、こういった貸し出し、あるいは予約の冊数については、各自治体それぞれで定めていくということで、それぞれのまちまちな数字となっておりますということと、それから同様のご意見はこのパブリックコメント以外にもいただいているご意見でもございますので、今後、在住者について、例えば貸出冊数、予約できる冊数をふやすなど、そういったことも検討してまいりますというような形でお伝えしてございます。

またご意見では、在学と在勤者にも差をつけてというご意見がございましたけれども、こちらにつきましては、必ずしもそういった在勤・在学に差をつけることについて、適切とは考えておりませんという考えを示させていただいております。

2点目でございます。外国の児童図書についてのご意見です。英語等の外国語の児童書の収集について、今、区立図書館での蔵書数が少なすぎるというようなこと。それから、収集に当たっては、例えばインターナショナルスクールの講師の先生等を巻き込むなどして、もっと様々な方のご意見を聞きながら、収集をしていくべきだということ。それから、蔵書の充実をさらに進めるために、区での予算と別に、英語の児童書等を購入するためのFund Raising Programとなっています。これは個人の方等がそういった目的を持って、寄附等を集めるためのこういったプログラムと我々も解しておりますけれども、そういったことをやって、区民が児童書を図書館に寄付することはできますかというようなこともいただいております。

これにつきましては、英語の図書につきましては、今後計画に沿って、外国語図書の収集につきまして重点的に進めるということを計画の中でもうたっておりますので、収集を進めるとともに、選定にあたっては、例えば、インターナショナルスクールなどからの意見収集についても検討していくということで記載をさせていただいております。

また、ご寄附につきましては、実際にそういったご寄附をいただいた場合に、書架のスペースですとか、収集方針等々の問題、課題もそれぞれございますので、ご希望といたしますか、ご趣旨は大変ありがたいことと思っておりますけれども、いずれにしましても事前にご相談いただきたいということで書いてございます。

それから次に、電子書籍の購入について。電子書籍をぜひ購入してほしいというご意見でございます。こちらにつきましては、電子書籍についてのメリット等も十分踏まえて、積極的に検討を進めてまいりますということで、回答をしてございます。

それから、図書館システムに関してのご意見でございますけれども、ご自身で借りた本の履歴等をオンラインで見られるように改善してほしいというようなご意見。また、読みたい本のリストが作成できるようなシステムにしてほしいというようなご意見もいただいております。

これに対しましては、現在、図書館の方では、個人情報保護の観点から、システムの上で保持す

るご利用者の個人情報については必要最小限にしているということで、事務処理に必要な最小の情報だけを保有しているということを回答してございます。履歴情報等につきましては、今後の課題として、検討してまいりたいということで、回答させていただいています。

それから次に、関連機関等との連携についてということですが、まずは都立図書館、都立中央図書館からの蔵書の取り寄せに時間がかかるということで、もうちょっと早くできないのかというようなご意見です。こちらにつきましては、都立図書館側のスケジュール等もありまして、そういった形で配本されることもありますので、なかなか区立の他の図書館から取り寄せるよりは時間がかかっているというのが実状ですということです。今後とも都立との連携強化をしていきますということで回答しております。

それから大学図書館等との連携について、区民の利用に関して、開かれた図書館として利用ができるようにするべきだというようなご意見があります。こちらにつきましては、現状いくつかの大学とは、相互協力協定ですとか閲覧協定を締結して、進めているところでございますけれども、今後も利用者の利益向上のために、様々な大学図書館、専門図書館等との連携協力に取り組んでいきますということでご案内してございます。

それから、資料の返却についてですが、ブックポスト等が区内数カ所設置してございますけれども、特にご意見いただいたのは、赤坂地区ということで、図書館も赤坂図書館という名称ではありますけれども、青山一丁目にあり、特に赤坂地区では、赤坂地区総合支所などで貸し出しや返却ができると便利だというご意見をいただいております。それにつきましては、計画の中でも返却方法については拡充ということで取り上げてございます。今後、具体的に地区総合支所での受け取り、返却についても、検討していくということで回答してございます。

その裏面の方も同様の意見でございます。赤坂でも受け取り、返却の窓口を設置したいということでございます。

その次、指定管理制度の導入についてということで、21年度以降、指定管理者が運営して、サービスが向上していると、ご好評いただいております。特に資料の中に、図書館の経費の表を載せているのですが、人件費が非常に減っているにもかかわらず、サービスが向上しているということで、指定管理をさらに早急に切りかえるようにというご意見がございます。

これにつきましては、指定管理につきましては、導入の効果、あるいは中央館のあり方等を踏まえながら検討していくということで回答しています。それと経費の関係につきましては、人件費が減っているということです。こちらに記載しております人件費が、区の職員の人件費であったものですから、指定管理者の人件費については、事務費・運営費の方に改めて計上しているということをつけ加えてございます。

それから、その他ということで、個々の計画項目を精査し、実現可能な時期について、項目ごとに明示すべきだというようなご意見もございます。それにつきましては、今後計画の中で、多種多様な施策事業を網羅的に掲げているということで、なかなか個別に、1個1個というのが現実では難しいということもございますので、区や図書館を取り巻く状況を踏まえ、緊急性や優先度の観点

から、吟味検討を加えながら、計画期間の中での達成を目指すということでございます。

最後に、視聴覚資料の選定基準を別に定めると参考資料に載せてあったのですが、そちらが載っていないということでございまして、ご意見に従いまして、視聴覚資料の選定基準を掲載しますという形でご回答しています

以上、ご意見に対しての区の方の考え方でございます。

それから、A3の方のペーパーでございまして、素案からの主な修正内容でございまして、右に「会議等」ということで、こういった場でご意見をいただいたかということに記載してございます。

まず、1番目ですけれども、こちらの方はページ順でなく時系列にしてございます。まず、12月13日の教育委員会におきまして、表紙のタイトル、サブタイトルのようなところで、キャッチフレーズといったところで、「居心地よく、豊かな知識と感性を育む図書館を目指して」という記載をしていましたけれども、居心地のよい図書館というところで、委員の皆様からいろいろとご意見をいただきました。その結果として、特に「居心地よく」が強調されすぎているのではないかというご意見もありましたので、そういったご意見を受けまして、中身といたしますか、居心地のよいというところを外すということではないのですが、「豊かな知性と感性を育む」を先に持ってきて、それを「育む、居心地のいい図書館」という形で、順番を入れかえる修正をしております。

それから、同日の教育委員会におきまして、計画の整理・体系化についてということで、計画のどこを強化して、どこが新しくなったかということが、前期の計画と比較してどう変わったのかというのが分かりにくいとご意見をいただきました。それを踏まえまして、施策の方ですけれども、17の施策を重点施策としまして、また、第2次計画から新たに加わった27の施策を新規施策という形で、計画の中にそれぞれ計上するというような形で文言を加えました。

それから、その後、これはご意見をいただいているということではないのですが、東日本大震災を受けて、区立図書館の危機管理態勢ですとか安全対策、それから図書館としての区民への情報提供等について検討する必要があるということも踏まえまして、24ページの方で、「東日本大震災と図書館」としまして、このたびの震災で特に東北地方の図書館等で大きな被害を受けているというようなこと、そのときの港区の図書館の状況、それから、今後に向けて、港区立の図書館として利用者の安全を守る具体策の見直しを継続的に行うとともに、図書館の資料等を活用した区民への情報提供・啓発に取り組んでいきますということで、地震を踏まえた記載を加えさせていただいています。

それから、その後、12月20日の庁議でいくつかご意見をいただいております。まず電子書籍の導入についてですけれども、電子書籍につきましては、計画期間中、ずっと検討し続けるのかということで、IT化が今、急速に進展しているので、その流れに乗りおけないようにすべきではないかというようなご意見をいただきました。それにつきましては、記載の内容を少し書き加えまして、現状でさまざまなインターネット等によりまして、さまざまなサービスがあらわれているというような形で、それからまたスマートフォン、タブレット端末等の普及に伴いまして、様々な音

楽・映像等の視聴覚環境や電子書籍による読書環境が今、整ってきている。一方では、さまざまなまた課題もありますというようなことも書き加えまして、このような社会環境や電子媒体の諸条件の整備を勘案しながら、円滑な導入が可能となるよう、調査・検討を行っていくということで、少し前向きな表現に記載を変更してございます。

裏面でございます。やはり庁議でのご意見でございますけれども、地域の特色ということで、地域の特色を生かした施策・表現をもっと加えるべきだというご意見をいただきました。それに踏まえまして、35ページの方で全体蔵書計画の検討の中で、地域の歴史・文化・産業等における特色及び利用者層に配慮しながら、区立図書館の分類別目標を設定し、それにのっとった計画的収集を実現するというような記載に変更してございます。

また、同じページで、歴史資料の収集・保存の推進というところで、図書館ごとにその所在する地域に、ゆかりの深い人物や街の歴史に重点を置いた資料の収集・保存に努めるという形で修正してございます。

それから、やはり庁議の方ですけれども、41ページで多様な媒体による情報収集の実現を取り上げていますけれども、高速無線通信について、具体的に言及すべきだという意見をいただきました。パソコン利用席のサービスの拡充といった施策のところ、持ち込みパソコンの利用席を拡充し、また無線LANの利用が可能になるようにするなど、インターネット接続環境の整備や電源の提供等サービスの拡充を図るということで、アンダーラインのところを書き加えてございます。

それから、先ほどお話しさせていただきましたパブリックコメントにつきましては、ご意見に従いまして、図書館の視聴覚資料の選定基準を計画の方に追加させていただきました。

最後に、策定委員会の経過ということで、その後も策定委員会が開催されていますので、そのことを追記させていただいたということでございます。

変更点につきましては以上でございます。

今後の予定でございますけれども、本日のご審議の後、庁議に報告を行いまして、製本の上、関係各機関に配布したいと思います。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○教育長 参考資料の書き方で、直しておいた方がいいかなと思うのは、3ページ目の外国語の児童図書についてのところの、最後のところ、回答欄ですが、寄附いただいた貴重な資料を配架することができない場合なども想定されます。そのため、事前のご相談をいただくことが適切であると考えます。「ご相談をいただくことが適切です」というのはおかしいですね。「ご相談いただけたらと思います」ぐらいでもいいのではないかと思います。

その次のページ、検討する、検討するというのですけれども、上の方は検討していきます、図書館システムについては、検討してまいりたいと思いますとなっています。語尾はそろえておいた方がいいと思います。

それから、都立図書館のところですが、最後です。「今後とも都立図書館との連携強化を要望して

まいります」。誰に要望するのですか。これは自分たちがやることですよね。だから都立図書館に連携強化を要望してまいりますというのならいいのだけれども、ちょっと違うだろうと。

語尾に気をつけて、資料としていただきたいと思います。

○**綱川委員** 私からも1点。41ページのパソコン利用席のサービス拡充というところなのですが、電源の提供とサービスの充実、拡充を図ると書いてあるのですが、電源の提供というのは、個人に対して、個人は必要なのですか。僕は電源の提供というのは要らないのではないかなど、個人的には思ってしまうし、有償ならわかるのですが、有償物というか、そういうものですよね。そういうのはいかがなのでしょう。質問と意見です。

○**図書・文化財課長** 今は、パソコン利用席につきましては、まだ無線LANはこれから、もうじき使えるような修正等加えますけれども、港区の図書館では、2カ所に分かれて、パソコン席があるのですが、1カ所については、そういった電源を使えるような形で、もう1カ所は今使えないので、利用者の方々にはやはり基本的にはバッテリーを使っていただくということになっていきますけれども、なかなか長時間の利用となるとバッテリーが切れてしまうという方もいらっしゃるし、一応そういった電源を使えるようにしております。ただ、そういったご意見を踏まえまして、そのあたりにつきましては検討していきたいというふうに思っています。

○**綱川委員** そういうことではなくて、その辺のコンセントにつなげて充電したら、窃盗でつかまっているわけですね、今までも。よその県とかでね。こういうものは、自分で処理しなければいけない問題でしょうということが言いたいのです。それをサービスとして提供することが、公共の場として必要かという、哲学的なことを検討してもらいたいと思うのですが、それですよね。

○**澤委員** 空港や何かのパソコンのできる場所は、必ず電源があります。パソコンを置く、利用するというサービスをするのなら、当然、電源がないと、というのが利用者の声だとは思いますが、パソコンを使うことを許可するのだったら、電源は自分でどこから引いてくださいというのは、サービスとしては中途半端なのではないですか。

○**綱川委員** 要するに、サービス業ではあるのだけれども、そこまでの必要が、公的な機関としてあるかということです。

○**澤委員** 充電だと電池がなくなってきてしまい、作業をやめなければいけないという不便さがあります。だからその辺は、どこまでをサービスするかという、そういう基本的な考え方なのでしょうけれども。

○**教育長** 今まで、パソコンを使ってやっているところもあるわけですね。そうですね。どこでもね、図書館の場合は、それが一般的なルールなのだろうと思うのですが、私が気になったのは、資料の2ページ目の電源の提供サービスの拡充を図るといっているわけですが、電源提供等、サービスの拡充という言い方、これはもう当然のこととして入っているなら、わざわざ電源などという言葉にここに必要がないのではないかなど、こういう言葉を入れるから、何か余計ということが強調されたのではないかなど。実際、大きなパソコンではない、今度はだんだんタブレット型のパソコン、あるいはこういうスマートフォンになってくると、それでインターネットを

やろうとすると電源はすぐなくなってしまうのです、タブレット型なんて。だから、2時間も3時間もということではなくて、30分利用するだけでもどんどんなくなってしまうので、そういうときにやはり電源装置があった方が、それは非常に便利だし、いいとは思うのです。ただ、この書き方を少し工夫したほうがいいですね。

○澤委員 わざわざここに書くまでもないという気もしますが。

○教育長 書くまでもない。無線LANだって、実際無線LANをやれば、無線LANをするために電気というのは必要なわけです。サービスを提供をするというのはそういうことですよ。人的サービスだけではなくて、電力から何かからかかってくるわけですね。プールだってそうですね。プールを稼動すれば、ものすごい電力が要るわけなので、そういうふうに全部がトータルとした一貫として考えれば、それはあってもいいと思うのです。ただし、わざわざ電源の提供などという言葉を書かなくてもいいのではないかと私は思うのですけれども。

○図書・文化財課長 今、いただいたご意見を踏まえまして、ちょっと表現の工夫をさせていただきたいと思います。

○半田委員長 それでは採決に入ります。

議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第12号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

6 議案第13号 港区子ども読書活動推進計画（第2次）（案）について

○半田委員長 次に、議案第13号、「港区子ども読書活動推進計画（第2次）（案）について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 ただいま議題となりました、議案第13号、「港区子ども読書活動推進計画（第2次）（案）について」、ご説明いたします。

資料は、議案資料ナンバー6、港区子ども読書活動推進計画（第2次）（案）、及び参考資料になります。パブリックコメントでいただいたご意見と、それからA3横長の素案からの主な修正内容でございます。

素案の策定以降の経過でございますけれども、基本的には図書館基本計画と同様でございます。最後の計画の策定委員会の日程だけは、図書館のと違っておまして、3月5日に計画の策定部会を開催して、計画案を討議してございます。

それでは、参考資料に沿って、パブリックコメントでいただいたご意見の内容について、ご説明させていただきます。パブリックコメントでいただきましたご意見は、3名の方から3件でございます。いずれも電子メールのコメントでございます。3件となつてございますけれども、そのうち1件は、図書館基本計画に対してのご意見という形でいただいたものでございますけれども、内容的に子ども読書活動推進計画に関わる内容でありましたので、こちらの方にも記載してございます。

では裏面でございます。まずご意見。子ども向けのイベントについてということで、ご意見をい

ただいております。図書館では小学生に、読書に関係ない子ども向けの、子ども映画会とか工作会を開催するよりも、もっと子どもが本を好きになるような企画をしてほしいというようなご意見で、それぞれこんな企画がいいのではないかとということで、例示をいただいております。また子ども向けの図書館イベントのメール配信等していただけるとありがたいというご意見です。

これに対しましては、図書館法の規定の中に、映写会等を主催し、これらの開催を奨励することというような形で、図書館法にもうたわれてございます。実際、図書館で実施する際は、単に映画会をやるということだけではなくて、それに関連する諸資料ですとか、そういったものの展示を同時に行って、そういった映画なら映画を楽しんでいただきながら、図書館の活用、あるいは読書につながるような事業展開を心がけております。さまざま貴重なご意見をいただきましたので、こういったご意見を参考として、今後とも子ども向けのイベント事業について充実していきたいと思っております。

またメール配信につきましては、現在、まだメール配信という形ではないのですが、ホームページでさまざまなイベントのご紹介をしているところでございます。今後、PRの方法につきましても、さまざまな方法を検討していきたいということで、回答させていただいております。

それから、学校図書館の取り組みについてご意見をいただいております。今回の子ども読書活動推進計画の中で、学校図書館への取り組みの強化と申しますか、そういったことを大きな項目として挙げております。その中でリーディングアドバイザースタッフについては、いろいろと記載があるのですが、それと一緒に学校運営の組織の中で取り組んでいる司書教諭、学校担当教諭についての言及がないということで、そういった方の活躍もあることを付け加えてほしいというご意見です。

それから、前回のアンケートが、前期計画のところでも1カ月の読書量の平均読書冊数が加重平均で出ていたのですが、今回はそれが掲載されていないので、前回と比較等々のために、それも掲載してほしいという意見でございます。

こちらにつきましては、司書教諭、図書館教諭の記載については、ご指摘のとおりでございますので、記載の方に加えさせていただいております。それから1カ月の読書冊数についても、加重平均を追記いたしました。

それからその裏面4ページでございます。こちらは外国語の図書についてということで、これは先ほどの図書館基本計画でいただいたものをこちらにも記載しているものでございますので、説明は省略させていただきます。

それから、A3の横長の資料の方でございます。素案からの変更点。修正内容でございます。まず12月にあった庁議におきまして、区立学校以外の学校に通う子どもたちへの施策が不足しているのではないかと申すことをご指摘いただきました。そういったご意見を受けまして、計画案では、小・中学校、あるいは幼稚園、保育園との関係を構築していくというような記載の中に、私立に関しては、私立幼稚園、保育園を含めた関係機関へ、団体貸出図書の利用案内の送付等を行っておりますけれども、このような連携をこういう地域の中にさらに深めていくことが大切だとい

うような記載を加えております。また、小・中学校との連携の中で、同様に私立学校の関係者なども含めて、連携体制を充実、発展させていくことは今後の課題という形で追記しました。

それから、パブリックコメントで先ほどの子ども向けイベントということで、我々がやっております各種のイベントの充実ということで今回記載しておりますけれども、それに関連するような形で、各種事業の写真を関連のページに追加してございます。

それから、やはりパブリックコメントの方で、先程申し上げました司書教諭、図書館担当教諭の記載を加えてございます。

それから、これも先程申し上げました、読書数の加重平均という形で記載をして、前回と比べると、小学生では1.17倍、中学生では1.29倍と、読書冊数について増加傾向を示していることを前回との比較で追記してございます。

裏面でございます。これもパブリックコメントでいただいた外国語の児童図書についてということですが、外国語図書の収集についても、先程いろいろご意見いただきましたものも参考にさせていただきながら、有効な方策について検討し、実施すると追記しました。

最後に、策定検討部会の開催結果を時点修正で追記してございます。

説明は以上でございます。今後のスケジュールにつきましても、図書館基本計画と同様でございます。庁議に報告の上、各機関にお配りする予定でございます。説明の方は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○小島委員 読書記録をつけるためのノートの無料配布というパブリックコメントに出てきた、その読書記録をつけるためのノートというのは、どんなものですか。

○図書・文化財課長 おそらく、自分がどんな本を読んだのかというのを、記録にしてつけていただいて、それがどんどん増えていくことによって、読書の励みになるだろうし、こんな本を読んでいたという記録がその後、どんな本を読むのかの参考にするようなものと思います。

○小島委員 それをつければ、1カ月に何冊読んだとか、1年に何冊読んだとか、一つの励みになりますよね。

○図書・文化財課長 はい、そのとおりでございます。

○小島委員 子どもたちに読書感想文を書かせるということも、非常に有効なことだと思うのですが、読書感想文については、どうやるのですか。

○図書・文化財課長 この計画の中で、読書感想文の取組みもやはり非常に重要なことだと思います。例えば、41ページの特徴ある読書活動の充実という施策の中に、読書感想文コンクールの充実等について触れております。

○小島委員 分かりました。ここも推進計画の中に入れてもいいという感じがしたものですから。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第13号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第13号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

7 議案第14号 教育管理職の任命について（秘密会）

○半田委員長 次に、議案第14号、「教育管理職の任命について」。この議題につきましては、人事案件であり、個人情報も含まれておりますので、秘密会に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

○半田委員長 それではここより秘密会に入ります。

それでは資料番号を付してあります議案かがみを除いて、資料は審議終了後回収いたしますので、よろしく願いいたします。

第3 教育長報告事項

1 平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について

○半田委員長 では、次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

はじめに、「平成24・25年度港区青少年委員の委嘱について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。青少年委員の委嘱について、ご報告申し上げます。平成24年4月1日付で、港区青少年委員の委嘱を行います。現在、委嘱の手続を行っておりますが、資料の裏面をご覧ください。このような形で、職務手続を進めております。4月の委嘱までは朝日のお2人についても、手続きが完了するものと考えております。

報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 7番、8番の方ですけれども、履歴というところで、例えば24番の方は「元」と書いてありますよね。7番、8番の方は、これは4月1日現在ですか、それとも今現在ですか。

○生涯学習推進課長 3月13日現在です。

○綱川委員 3月13日現在。

○小島委員 現役かどうかですね。

○綱川委員 4月1日のときはどうなっているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 委嘱の日までに中身が変わるのであれば、この内容を変更いたします。

○半田委員長 ほかにございますか。ではこの案件はよろしいでしょうか。

2 生涯学習施設 第三者評価の報告について

○半田委員長 次に、「生涯学習施設 第三者評価の報告について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 教育委員会資料ナンバー2をご覧ください。生涯学習施設の第三者評価につ

いてご報告を申し上げます。生涯学習施設につきましては、現在、私ども生涯学習センターと青山生涯学習館の二つを維持管理してございますけれども、こちらの両施設とも、指定管理者による管理になってございます。港区の制度の中では、指定管理期間の中で、1回以上第三者評価を実施することということで、取り組んでいるところでございます。

このたび、5年間の指定管理期間の中間年にあたる23年度、今年度、第三者評価を実施いたしました。それにつきまして、ご報告を申し上げます。

資料2と書かれている表紙をめくっていただいて、3ページ目をご覧ください。評価機関ですが、総合システム研究所株式会社というところをお願いをいたしました。そして、事業評価の項目ということで、この項目について、評価を行ったところでございます。

訪問調査実施日につきましては、生涯学習センターについては9月15日、青山生涯学習館につきましては、9月7日に実施をしているものでございます。

評価は、資料が二つの冊子に分かれていますと思いますが、財務評価と、それから事業の評価の二つに分かれています。まず、評価の方をご説明させていただきたいと思います。次のページをお開きください。第三者評価機関からの講評ということで、指定管理者として、スポーツふれあい文化健康財団が優れている点。それから、スポーツふれあい文化健康財団に期待される点ということで、評価の講評がなされています。

優れた点は、いくつか特徴的なところを申し上げます。4ページをご覧ください。一括管理による効率的、効果的な運営がなされているということで、両施設を管理する担当部署をスポーツふれあい文化健康財団に設けており、財団の担当部署が管理することで、各種計画の策定、評価の振り返りを、必要な時期に的確に実施することができているという評価を受けています。また、月1回施設長の会議を開催することで、情報交換や課題共有の場としているということ。それから財団独自のノウハウ等の活用ということで、ホームページ、「K i s s ポート」誌などを活用して、多くの港区民への広報が可能となっていること。また、財団の設立趣旨そのものが公共性に基づいているため、両施設の意義を十分に理解しており、職員の意識も高いこと。また、指定管理施設、他の指定管理施設で勤務した経験がある者が職員として配置されており、管理の運営の実績等、経験豊富な人材を配置することができている。また、各種のマネジメントシステムを活用して、業務の標準化によるサービスの維持向上に努めており、また、それを掲示することにより、職員、利用者に明示し、継続的な改善を図っているということで、第三者機関からの優れている点ということで、評価を受けております。

また、今後の課題ということで、5ページの両施設の窓口、管理する窓口としての役割の整理ということで、教育委員会、財団、両施設において、連絡系統が整備されていない。案件ごとの窓口を今後整理することを期待する、ということで課題が挙がっていました。また、情報・経験により、積極的な共有化を図るべきだということで、定例的な会議を開催していることを生かし、具体的な事例や取り組みを、両施設共通の財産とするよう、働きかけをしていただきたい。利用者への対応のばらつきや事故等の再発を防止するため、積極的な情報共有を期待したいというふうに評価を受

けています。また生涯学習振興のための積極的な連携ということでは、両施設の強みや特性を理解し、どのような事業の連携、すみ分けを実施していくのがよいか、財団を中心としてぜひ検討をしていただきたい。それから、職員の評価制度を財団は持っていますけれども、その運用改善ということで、職員のモチベーションを向上させる仕組みとすることを期待したい。評価結果を職員に明示し、面談の実施や相談クレームに対応できるような仕組みを構築することを期待するとともに、第一次評価者に対する研修の実施を期待したいというような課題について、指摘されています。

7ページをご覧ください。生涯学習センターばるーんの、これは施設ごとの第三者機関からの評価です。優れている点については、カテゴリ1、利用者に対して、掲示等により組織目標を明示・周知するとともに、重要事項についても利用者への周知が大変分かりやすく親切である。それから、カテゴリ2、指定管理者としての機能を生かしながら、当施設としての地域への協力を行っている。カテゴリ4、地域ニーズを踏まえた計画の策定に関しては、年間スケジュールが上手に立てられている。カテゴリ7、蛍光灯の照明半減や、緑のカーテンの設置などにより、次年度の光熱水費の予算にも反映させている。カテゴリ8、「ばるーん通信」を作成するなどしている。情報の掲示については、分類され、利用者が見やすいようなタイトルをつけている等の工夫がされている。利用者が使いやすい施設にするような努力をしていることがうかがえる。フェスティばるーんの企画運営を実行委員会形式にすることにより、利用団体の交流の場としているというような評価を受けています。

次のページをご覧ください。今後の課題ということで、いくつか指摘がされています。まずカテゴリ1で、業務上、必要な情報を職員に周知する仕組みをもっと充実させてほしいということで期待するということと、それから港区から提供される情報について、共通のファイリングで常に閲覧できる仕組みとすることを期待すると指摘がされています。また、カテゴリ2ですけれども、公募要項に記載されている遵守すべき条例などについて、職員がいつでも閲覧可能な状態にしておく仕組みを期待したい。また、カテゴリ3では、利用者が閲覧できるように、アンケート結果を利用者へフィードバックする仕組みとして構築することを期待したい。苦情解決の仕組みについても、利用者に公表することを期待したい。カテゴリ4、防火管理者が未登録であった。その後、登録が確認されています。また、危機管理マニュアルについて、一部齟齬が発見された。マニュアルの更新などにより、実効性のあるものとするのが急務であり、改善を期待したい。それからカテゴリ6、さまざまなマネジメントシステム、特にここでは個人情報について、職員が十分周知しているとは言えない状況があった。セキュリティ対策の手順を確認し、必要に応じて、当施設独自の手順を具体化するなど、方策を講じることを期待したいというような課題が指摘されています。

最後に11ページをご覧ください。生涯学習センターばるーんについて、利用者からの意見です。要望改善を希望する点ということで、下から3行目。混雑のため、希望の日時の予約が取れないという意見が多く見られた。設備に関する具体的な要望も見られるため、安全性、利便性を含めて、修繕の優先順位を検討してほしいと考えるというふうに評価されています。

利用者の総合的満足度につきましては、満足51.9%、やや満足42.5%で、満足と考えら

れる回答が94.4%になっています。

それから13ページをご覧ください。青山生涯学習館につきましても、優れている点と、それから期待されている点が記載をされているところがございます。あとでお読みいただければと思います。

17ページをご覧ください。利用者からの声ということで、要望、改善を希望する点としては、ごみ箱の設置といった設備備品に関する要望が多く見られたと記載されています。利用者の総合的満足度につきましては、満足51.5%、やや満足44.4%を足しますと、95.9%の方々が、まあ満足をされているという結果になっております。

財務評価の報告書につきましては、指摘をされた点が、12ページ、最終ページの10-5項目。予算額と決算額との差違が著しい科目については、その科目及び理由を注記しているかという点について、これだけ注記していなかったという結果が出ていまして、それ以外はすべて良好ということで、評価を受けているところがございます。

生涯学習施設に関する第三者評価の結果について、ご報告を申し上げます。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○綱川委員 両方とも利用者調査というのは書いてあるのですけれども、この書類だけ見ると、どういう人にどれだけ調査したか、数がないように思うのですが、どういう方に調査したというのは全然書いていないのですが、本文にはあるのですか。本旨には。

○生涯学習推進課長 3ページをご覧ください。3ページの事業評価については、22年度の管理運営に対する実績としという最後の3行目のところがございまして、これは第三者評価機関が管理運営体制ということで指定管理者へのヒアリングを行ったときに、利用者へのアンケート調査を行った結果を記載しているのだと伺えますが、どういうふうにアンケート調査を行ったかというのは、実はこの後ろに資料編があったのですけれども。

○綱川委員 あるのですね。

○生涯学習推進課長 はい。ただ、私どもの今日の報告にはつけてはございません。

○澤委員 今後に期待される点、今後の課題というところで、教育委員会と財団、財団と両施設、教育委員会と両施設という、連絡系統の問題とか、いくつか課題が出されていますけれども、これはごもっともな指摘なのですか。

○生涯学習推進課長 指摘の内容について担当者に確認をしたところ、改善すべき点があるということで、今後の課題だということで認識しているということでした。

○教育長 今の点なのですけれども、この生涯学習センターと青山生涯学習館、スポーツふれあい文化健康財団が指定管理者ですが、スポーツふれあい文化健康財団の独自事業でやっていることと、教育委員会の生涯学習推進課でやっている事業を、そこでやるということがあるので、どうしても教育委員会から館に、館から生涯学習にと、こういう行ったり来たりという話し合いとか、そういうのはどうしてもあるわけですね。そこからK i s s ポート財団に入って、財団からまた生涯学習館とか、そういったところにいくと、何か連絡系統が複雑になるというか。何か間に入ってしま

うという不便さがあるのですかね。

○生涯学習推進課長 概ね役割は決まっております。例えば予算決算ですが、そういった内容については財団本部が持っています。それから、実際の現場での運営については、指定管理を担っている施設の職員などが担当しております。ですので、日常的な連絡は、やはり施設が中心になりますが、施設と同時に財団にも情報を流さなければいけないものもありまして、ここは少し整理が必要かなと思います。

○教育長 おおむねこの評価などを見ると、いい評価を得られているので、例えば、しかし防災訓練だとか、避難訓練を実施していないとか、そういった指摘があるので、そういったことは真摯に受けとめて、しっかりやっていただけるようにして下さい。

○生涯学習推進課長 第三者評価の評価講評は協議材料になりますので、しっかりと受けとめていきたいと思っています。

○半田委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

(はい)

3 平成24・25年度港区スポーツ推進委員の委嘱について

○半田委員長 次に、「平成24・25年度港区スポーツ推進委員の委嘱について」、生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは資料ナンバー3をご覧ください。港区スポーツ推進委員の詳細について、報告を申し上げます。24年4月1日付で、港区スポーツ推進委員の委嘱を行います。本日現在で決まっています推進委員は以上のとおりでございます。報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○澤委員 赤坂地区は随分長いこと前川さん1人でやっていただいたのが、数年前ですか中村さんになっていただいて、また今回、岩澤さんということで、かなり充実してきて、良かったと思っています。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

4 生涯学習推進課の2月事業実績について

○半田委員長 次に、「生涯学習推進課の2月事業実績について」、生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 2月の実績につきまして、資料ナンバー4をご覧ください。特徴的なところだけ申し上げます。12日、東町タグラグビー教室が24人の参加ですが、秩父宮ラグビー場で実施しました。この日にスポーツふれあい文化健康財団が実施をいたしましたタグラグビーフェスティバルというのが、午後から秩父宮ラグビー場で実施されることになっていまして、その前の午前中の時間を使って、東町のタグラグビー教室を実施したという内容になっています。それで、タグラグビーに参加した人たちがチームを組んで、そのフェスティバルに参加したという報告を受けて

おります。

それから、16・17日のいわき市の物産展ですが、生涯学習センターのグラウンドで、物産展を開かせていただきました。参加人数はカウントしておりませんでした、かなりにぎわったと聞いております。報告は以上です。

○半田委員長 では、この案件はよろしいでしょうか。

(はい)

5 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○半田委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」、生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 2点ほど。後ろから2枚目のスポーツセンターの利用集計表をご覧ください。合計欄をご覧くださいますと、昨年の利用者数が2月現在で45万人ということで、今年の利用者数が39万ということでもあります。4月、5月と、スポーツセンターを一時閉めていたことがあって、それが大きく影響している数値となっています。なお、22年度の合計が45万8千人というのが、通常50万ぐらいの利用がありますので、これは、昨年の3月。この後の、3月が入ってきますともう少し増えるのですが、3月11日以降は閉めましたので、22年度の利用も若干少ない数字となっています。通常、この3月が入ってまいりますと、それを見て取れるのではないかと思います。

また、23年度の学校屋内プールの利用集計表というのをご覧ください。後ろから1枚目の資料の、表に近いところです。1月の利用実績をご覧くださいますと、昨年の利用より増えています。担当者が、例えば地域にチラシを、学校を通じて配ったり、少し努力をしております、地域の登録者が増えているというような、そういう報告を受けています。昨年が2,700人だったところが、1月の利用は2,849名ということで、少しずつ利用者が増えている形になっています。

報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

6 図書館・郷土資料館の2月行事实績について

○半田委員長 次に、「図書館・郷土資料館の2月行事实績について」、図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 では、図書館・郷土資料館の2月行事实績について、ご報告させていただきます。資料6でございます。1枚目でございますけれども、中段あたり、子ども映画会ということで、高輪分室で子ども向けの映画会を開催いたしました。48名、保護者を含めてですけれども、参加をいただきました。高輪分室につきましては、先月の映画会の報告で参加者がなかったというような状況がございましたけれども、徐々に浸透してきているということでございます。

それから、3ページでございます。その他のところ、2月6日にみなと図書館の朗読会というこ

とで、区役所のロビーで朗読会をやらせていただきました。参加の方が51名ということで、普段やらないような場所で、通常、今までは図書館内等でやっていたのが多かったのですが、新たにこういう催しをやって良かったかなと思っております。

それから4ページでございます。郷土資料館の実績でございますけれども、2月につきましては、区内各小学校3年生の社会科見学が多数ございました。7校ほど、社会科見学に来ていただいて、展示、それから、さわれる展示室等の見学をしていただいたところでございます。

説明は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

7 図書館の2月利用実績について

○半田委員長 次に、「図書館の2月利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館の2月の利用実績についてご報告させていただきます。資料7でございますけれども、図書館の方も2月の状況につきましては、例年とそれほど大きな変動はございません。全体的な傾向でございますけれども、こういった資料の貸し出し等の利用につきましては、やはり変動があるのは、視聴覚資料の中でDVDの利用が、昨年に比べてだいぶ伸びているということと、一方でビデオテープの方が減っている傾向がはっきり出ているところでございます。

それから利用状況。数字的なものではないのですが、2月の利用状況ということで、先程も話に出ました、高輪の図書館の分室でございますけれども、ちょうど2月受験とかテストシーズンということもあるかと思っておりますけれども、学習席の利用が前月に比べて1.4倍ほど増えているという報告を受けております。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対して、ご質問はございますでしょうか。

○教育長 前から思っているのですけれども、港南図書館の利用は増えているのですが、人口の割には劇的に増えてはいないのです。特に港南小・中学校の区域の方の周りには、例えば三田が近いとか、そういうことでもないのに、ぜひ港南図書館に行ってもらいたいと思うのです。少しそういうPR活動をしたらどうかと思っているのですが、その辺はどうなのですか。港南図書館の方はやっているのかな。ブックスタートも、子どもたちがたくさんいるはずなのに、参加が少ないのです。あの場所が分かりにくいのか、分からないのだけれども、もう少しアピールした方がいいのではありませんか。知らない人がいるかもしれません。

○図書・文化財課長 港南図書館につきましては、色々なPRという形でやってはいるのですけれども、ただ、場所的な部分で、需要がなかなかちょっと難しいところもあるのかなとは思っています。

ただ、PRの仕方もさらに色々な工夫は必要だと思いますので、実際に今、地域の様々な施設に出かけていったりとかやっていますけれども、非常にいいアピールをやっていると思っておりますのでさらにPRの計画を進めてまいります。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○半田委員長 本日、予定している案件はすべて終了しましたが、庶務課長、何かほかにございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 それでは、これをもちまして閉会いたします。次回は3月27日火曜日、午前10時からの予定です。よろしく願いいたします。本日はお疲れさまでございました。

(午後0時07分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐